

[特集]

ゲームで学び ゲームで交流!

「市民活動関係のゲームって結構あるよね」という編集委員会の飲み会（コロナ禍前）での声から、本特集はできた。扱いやすいボードゲームやカードゲームを中心に、学習目的のワークショップ用ゲーム、社会課題を扱うデジタルゲームなど、幅広く取り上げた。ゲームの魅力を、活動場面で存分に生かしてほしい。

紹介したいゲームを持ち寄って
特集チームでプレイしてみた
(4・8ページ)



【特集チーム】永井 美佳、畑 直樹、華房 ひろ子、
百瀬 真友美、森本 聡、山本 佳史

★読者交流会「今夜はゲームナイト」を開催します
2020年12月の平日夜、大阪ボランティア協会（大阪府中央区谷町）
で、本特集で紹介したゲームのいずれかを体験。詳細は大阪ボランティア
協会ウェブサイトの「新着情報」で案内します。

市民活動と

ゲーム

畑直樹 Kieblatt株式会社 代表取締役

20年近く保育士をした後ドイツに渡り、現地の保育を学ぶ中で、アナログゲームの素晴らしさを知る。帰国後、子どもたちのためのアナログゲームの輸入会社を設立。各種のアナログゲームのデザインや監修、プロデュースにあたる他、全国各地で保育・教育関係や多世代のイベントでセミナー・ワークショップの講師を務める。
あそび文化研究所所長、特定非営利活動法人とよなかESDネットワーク理事長、特定非営利活動法人世界のボードゲームをひろめる会ゆうもあ理事。

畑直樹、百瀬真友美、山本佳史

楽しいから、生かせる

市民活動での講座やイベントの中で、ちよつとしたゲームをすることは結構ある。講師の呼びかけに反応して参加者間で競ったり、初対面の人とグループを作ってゴールを目指したりするのは、楽しい。

楽しい理由は多分、こんなことだろう。ゲームには到達点や勝敗があり、競争心が刺激されるから。受け身ではなく能動的に考え行動するから。参加者同士でコミュニケーションできるから。どれも、市民活動の中で学習や交流を目的にするときに、生かしやすい要素だ。

学ぶために活用

日本では1980年代に入って、NGOや青少年団体などによって開発教育（注1）の実践が活発化し、参加型学習の手法のひとつとして、ゲーム要素を取り入れたプログラムが研究・開発されてきた。「貿易ゲーム」は、その代表例である（2ページ囲み）。

学習を目的としたゲームは、学びを深めるためにファシリテーターが付くことも多い。ファシリテーターは、ゲームをスムーズに進めるとともに、ゲーム中の助言やふりかえりを通して、プレイヤーの学びを促す。

そのため、ファシリテーターには一定の知見が必要で、研修などを受けた「公認」のファシリテーターが進行すること必須とするゲームもある（3ページ囲み）。そこまで厳格でなくても、そのゲームのファシリテーター向けに、講座や学習会が開かれる例もある。

これらのゲームでは、個人単位での勝利をゴールとすることはあまり重視されない。囲みで紹介した三つのゲームも、チーム単位で共通の目的のもと活動しながら、自分が取ったアクションがどう世界に影響を与えているのかを模体験し、考えることに主眼が置かれている。

ゲームで仲良くなる

ゲームは、交流の場面でもよく使われ

【貿易ゲーム】

複数のグループ(国)の間で、自由貿易のシミュレーションを行うゲーム。ルールは単純で、各グループは製品＝「紙を切り取った図形」を作り、マーケットで査定を受け、対価を受け取る。ここでポイントになるのが、きれいな図形や複雑な図形ほど高く売れるということ。開始時の各グループの状況はさまざま、あるグループは紙や人数は多いが道具が鉛筆しかない(途上国)。一方、あるグループはハサミ、コンパス、定規などが揃っている(先進国)——というふうに、紙(資源)や道具(技術)が不平等に分配される。ゲーム内では交渉の要素もあり、世の中の不条理を体感しつつ、対話や議論を深められる。競争社会で勝ち抜いていく技術を身につけるための教育ツールではなく、公正な社会の可能性について、共に考えるために開発されたものだ。

英国のNGOであるクリスチャン・エイドのオリジナル版のもとに、1985年、神奈川県国際交流協会が日本語版を制作。2001年に同協会と開発教育協会が「新・貿易ゲーム」を再制作した。小学校から大学・非営利セクターでの学習会に至るまで、多くの場面で活用されている。



新・貿易ゲーム(改訂版)

経済のグローバル化を考える

A4判32ページ

一般価格：1800円＋税

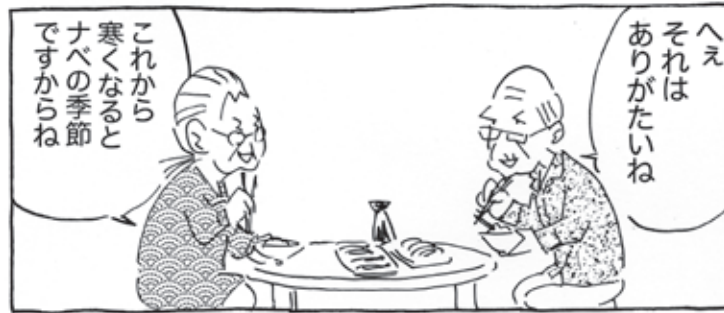
対象：小学校高学年以上

制作・発行：認定特定非営利活動法人開発教育協会／公益財団法人かながわ国際交流財団

うおろ君の 気にな〜る ゼミナ〜ル

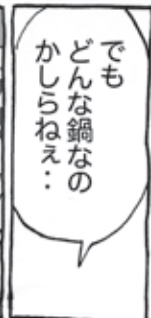
Vol. 114

「生活福祉資金貸付制度」って？



今回出番なし

まんが ■ ラッキー植松



生活福祉資金貸付制度は貸し付けと相談支援により、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を図る制度。戦後、激増する低所得世帯を民生委員が支援した世帯更生運動がきっかけとなりつづられた。都道府県社会福祉協議会が実施主体で、審査と資金の交付を行い、市区町村社会福祉協議会が申し込みの受け付けや民生委員と連携した借り受け者支援を行う。貸し付けの相談から、世帯の自立のための福祉制度やサービスにつなげることもある。

種類は四つで、まず、離職により仕事や住まいを失った人が生活を立て直すための総合支援資金。次に、障害者用自動車の購入、生活必需品の購入、生業を営むために必要な費用、被災や給与の紛失など緊急一時的な生活費などを貸し付ける福祉資金がある。三つめは高校、大学、専門学校の入学費用・授業料が対象の教育支援資金で、四つめは自宅を担保に生活費を貸し付ける不動産担保型生活資金である。

東日本大震災時には所得に関係なく、被災したことをもって貸し付けの対象とする特例が設けられた。今回のコロナ禍でも、新型コロナウィルス感染症の影響による収入減を要件に申し込めるよう対象が拡大されている。

編集委員 山中大輔

ウォロ・バインダー、 いかがでしょうか？

ウォロ2年分(12冊)を
挟み込めるバインダー
(1冊500円+送料350円)です。
お問い合わせはウォロ編集部/office@osakavol.orgまで





会長の吉田光一さんと店長の奥田百合子さん

TAMARIBA

京都市北区紫野西御所田町16-2
電話 075-431-2244 (フラットエージェンシー)
営業時間 9:30~17:00
日、祝日、年末年始休み



北大路通で目をひく外観



多目的スペース。各種教室や地域の集まりなどで盛況
写真上・下提供=株式会社フラットエージェンシー

私の焼くシフォンケーキは名物なんですよ……」。「TAMARIBA」内、cafe 風良都店長で、パティシエの奥田百合子さ

「TAMARIBA」

の名利には、意外にも「宅地建物取引士」と記されていた。じつは、この「TAMARIBA」は、不動産会社によって運営されている。京都市北区、北大路堀川交差点近くの広い店内に、カフェ、多目的スペース、旅と住まいの相談室、

子連れでも利用可能な美容室が配置され、階上には運営会社「フラットエージェンシー」のオフィスがある。

開設のきっかけは、同社会長の吉田光一さんの体験。当時世界を放浪していた吉田さんは、イギリス滞在時、自分のような外国人の「アパート (FLAT)」探しを親身になって応援する現地住民たちと出会った。帰国後、恩返しをしたいと、1974年、24歳のとき、学生の多い京都市で不動産会社を起業。留学生の入居サポートはもちろん、近年には留学生向け就職セミナーも主催した。そして「不動産業はまちづくり業」の信条から、2014年、地域住民が気軽に住まいの相談に訪れ、かつ世代間交流のできる、「コミュニティスペース」「TAMARIBA」をオープンした。各種教室や地域の集まりといった利用が年々増え、コロナ前のピーク時には多目的スペースの利用が年間400件ほどになった。

街灯のない北大路通を行灯の柔らかい光で照らし、夜間も安心して歩ける試み「北大路テラスネットワーク」をはじめ、「TAMARIBA」はさまざまにまちづくり活動の創出拠点になっている。

編集委員 村岡正司



問いのデザイン 創造的対話のファシリテーション

安斎勇樹、塩瀬隆之 著
学芸出版社、2020年6月
本体2700円+税

最近、ワークショップ(以下、WS)に参加する機会が増えている。終わってみると「結局、何のための話し合いだったっけ?」と思うことがある。課題解決のためのWSのはずが、WSの実施自体が目的化した結果だ。またファシリテーターの育成が追いつかず、WSも玉石混交である。「玉」と「石」を分ける違いとして、本書では「問いのデザイン」を挙げている。

一般的に「問い」は「答え」が欲しくて問うものだ。しかしWSでの「問い」は、必ずしも正解があるわけではない。問いは、問いかけられた者の思考や感情を刺激する。だからこ

そ、問いによってコミュニケーションが誘発される。ただ、どんな「問い」でも投げかけさえすれば、創造的な対話が生まれるわけではない。問いのデザインが必要となる。

本書では問いのデザインの手順として「課題のデザイン」と「プロセスのデザイン」に分けて解説している。課題のデザインとは、問題の本質を捉え、解くべき課題を定めることである。課題を定義する手順として、要件の確認→目標の精緻化→阻害要因の検討→目標の再設定→課題の定義、を挙げている。ここを見誤ると、問いの投げかけに工夫を凝らしても創造的な対話は深まらない。

プロセスのデザインとは、問いを投げかけ、創造的対話を促進することである。WSで困る場面として、「自由にアイデアを出し合いましょう」と投げかけられることがある。投げかける問いへの制約やいくつかの問いの効果的な組み合わせなど、戦略的な組み立てが重要となる。

本書では、ファシリテーターにとっての「あるある」の悩みや、疑問を解決する考え方が理論的かつ体系的にまとめられている。ファシリテーターの不安に添い、解消への道筋を見せてくれる1冊である。

編集委員 久保友美

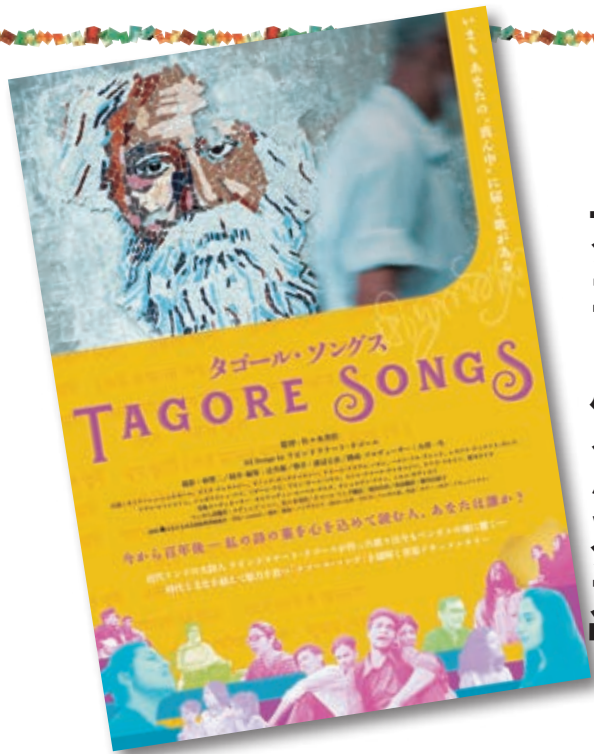
～市民視点のドキュメンタリー映画を紹介する

上 映が終わる、周りを見渡すも仲間同士で観に来ていたお客さんが早速話し合っている。僕も無性に映画について誰かと話したい、そんな衝動に駆られていた。ラビンドラナート・タゴール(1861～1941)は、非西

欧圏で初めてノーベル文学賞を受賞したベンガルの代表的詩人だ。詩だけでなく歌も残し、その数は2千曲以上。そして、これらの歌がタゴールソングと呼ばれている。映画では、100年前にタゴールが紡いだ歌の数々が、現代でもなお生き生きと歌い継がれる様子が描かれる。タゴールの歌は子

いまから百年後にわたしの詩の葉を 心を込めて読んでくれる人 君はだれか

ラビンドラナート・タゴール「百年後」より



今月の作品「タゴール・ソングス」

監督：佐々木美佳
製作・配給：ノンデライコ
2019年 | 105分 | 日本 | ドキュメンタリー
●上映情報
Facebookページ「映画『タゴール・ソングス』」

●今月の館主

いまいともき
今井 友樹

1979年岐阜県生まれ。日本映画学校(現・日本映画大学)卒業後、日本各地の基層文化を映像で記録・研究する民族文化映像研究所に入所。所長の姫田忠義に師事し、映像制作に関わる。現在、株式会社工房ギャレットの代表を務める。



イラスト：杉浦 健

もから老人にまで親しまれ、国歌もあれば、現代風にヒップホップのアレンジが加えられているものもあるなど、バリエーションも多彩だ。この映画の主人公は、題名の通り、タゴールの歌そのもの。映画には一切の説明がない。ベンガル地方の歴史背景だけでなく、タゴール本人についてさえ十分な情報は明かされない。心地よい風が吹き抜けるように、ただ歌だけが次から次へと流れていく。また、歌う群像からも、それぞれに歌の解釈やタゴール像が垣間見えってくる。だから観る者も、自ずとそれぞれのタゴール像を思い描き、歌を解釈しようとするのだろう。僕自身も自分のタゴール像を探していた。観終わったとき、誰かと話をしたくなったのは、タゴールのメッセージが自分の心に宿ったように感じたからなのかもしれない。

僕は、タゴール・ソングを歌う人々が、ベンガル人のアイデンティティとも言えるべき、心のふるさとを歌の中につなぎとめているように思えてならなかった。今の日本人が思い描くふるさと観は、明治時代に始まり大正時代に大衆化したといわれている。唱歌「故郷」が学校で歌われ始めたのもこの頃だ。タゴールは大正から昭和にかけて5度来日している。当時の日本人はどんな思いでタゴールの歌を受け止めたのだろうか。そんな想像を膨らませながら映画館を後にした。



民事陪審裁判が日本を変える

沖縄に民事陪審裁判があった時代からの考察

陪審裁判を考える会 編 / 新倉修、四宮啓、福来寛、飯考行 編著
日本評論社、2020年5月
本体3500円＋税

法 廷ドラマはおもしろい。虐げられた弱者が、知恵と法の力によって救われる。クライマックスはたいてい弁護士が陪審員たちに熱く語りかける法廷シーンだ。民主主義、人権、社会正義。犯罪だけでなく、大企業や国家の陰謀、巨額の損害賠償請求をめぐる攻防など。そんな海外ドラマを見てみると、どうやらアメリカやイギリスでは、刑事だけでなく民事訴訟にも「陪審制度」があるらしいと気づく……。

この本は、裁判員制度10周年を機に、日本では聞きなれない「民事陪審」という司法制度の可能性について、さまざまな立場から議論した本である。

米国占領下で行われていた沖縄民事陪審裁判のほか、嘉手納基地爆音差止訴訟、福島原発事故の損害賠償制度、アメリカでの実例など、多面的な事例が紹介・検討され、執筆者も法律専門家や市民活動家など、バラエティに富んでいる。

評者は近年、ある住民訴訟に関わり、そこで初めて日本の行政訴訟が、やっても「勝てない」訴訟で、国民を救済するには程遠い制度となりがちだという、法曹界の「常識」を知った。しかし、行政から追いつめられ、最後にたどりついた住民訴訟で、どうして民意が反映されないのだろう。なぜ日本で

は、限られた刑事訴訟の「裁判員」だけが唯一の市民の司法参加の手段なのだろう。

英米合作の「否定と肯定」という映画がある。ナチスの大量虐殺をめぐる裁判の実話を描いた法廷サスペンスだが、これには陪審か裁判官かを選択するシーンがある。なるほど民事でも陪審裁判は、あくまでも当事者の権利で義務ではない。

裁判員制度が設立して10年。日本では難しいという、司法への市民参加とはいったい何なのか。この本がその議論の起爆剤になると期待したい。

編集委員 鳥越 美世子